

(趣旨)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第227条の規定により徴収する廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)及び使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号)に基づく審査の事務に関する手数料については、別に定めるものを除くほか、この条例の定めるところによる。

(手数料の納付)

第2条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律又は使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づき許可等の申請をしようとする者は、次条から第4条までに掲げる事務の区分に応じ、当該各条に定める額の手数を納付しなければならない。この場合において、当該手数料の額は、申請1件についての額とする。

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく審査事務に関する手数料)

第3条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下この条において「法」という。)に基づく許可申請等に対する審査手数料の額は、次のとおりとする。

- (1) 法第8条第1項の規定による一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請に対する審査
  - ア 法第8条第4項に規定する一般廃棄物処理施設に係るもの 130,000円
  - イ ア以外のもの 110,000円
- (2) 法第9条第1項の規定による一般廃棄物処理施設の設置の許可に係る事項の変更の許可の申請に対する審査
  - ア 法第8条第4項に規定する一般廃棄物処理施設に係るもの 120,000円
  - イ ア以外のもの 100,000円
- (3) 法第9条の2の4第1項の規定による認定の申請に対する審査 33,000円
- (4) 法第9条の2の4第2項の規定による認定の更新の申請に対する審査 20,000円
- (5) 法第9条の5の規定による一般廃棄物処理施設の譲受け又は借受けの許可の申請に対する審査 68,000円
- (6) 法第9条の6の規定による一般廃棄物処理施設の設置者である法人の合併又は分割に係る認可の申請に対する審査 68,000円
- (7) 法第12条の7第1項の規定による同項各号のいずれにも適合していることについての認定の申請に対する審査 147,000円
- (8) 法第12条の7第7項の規定による同条第2項各号に掲げる事項の変更の認定の申請に対する審査 134,000円
- (9) 法第14条第1項の規定による産業廃棄物収集運搬業の許可の申請に対する審査 81,000円
- (10) 法第14条第2項の規定による産業廃棄物収集運搬業の許可の更新の申請に対する審査 73,000円
- (11) 法第14条第6項の規定による産業廃棄物処分業の許可の申請に対する審査 100,000円
- (12) 法第14条第7項の規定による産業廃棄物処分業の許可の更新の申請に対する審査 94,000円
- (13) 法第14条の2第1項の規定による産業廃棄物収集運搬業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査 71,000円
- (14) 法第14条の2第1項の規定による産業廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査 92,000円
- (15) 法第14条の4第1項の規定による特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の申請に対する審査 81,000円
- (16) 法第14条の4第2項の規定による特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の更新の申請に対する審査 74,000円
- (17) 法第14条の4第6項の規定による特別管理産業廃棄物処分業の許可の申請に対する審査 100,000円
- (18) 法第14条の4第7項の規定による特別管理産業廃棄物処分業の許可の更新の申請に対する審査 95,000円
- (19) 法第14条の5第1項の規定による特別管理産業廃棄物収集運搬業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査 72,000円
- (20) 法第14条の5第1項の規定による特別管理産業廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査 95,000円
- (21) 法第15条第1項の規定による産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請に対する審査
  - ア 法第15条第4項に規定する産業廃棄物処理施設に係るもの 140,000円
  - イ ア以外のもの 120,000円
- (22) 法第15条の2の6第1項の規定による産業廃棄物処理施設の設置の許可に係る事項の変更の許可の申請に対する審査
  - ア 法第15条第4項に規定する産業廃棄物処理施設に係るもの 130,000円
  - イ ア以外のもの 110,000円
- (23) 法第15条の3の3第1項の規定による認定の申請に対する審査 33,000円
- (24) 法第15条の3の3第2項の規定による認定の更新の申請に対する審査 20,000円
- (25) 法第15条の4において準用する法第9条の5の規定による産業廃棄物処理施設の譲受け又は借受けの許可の申請に対する審査 68,000円
- (26) 法第15条の4において準用する法第9条の6の規定による産業廃棄物処理施設の設置者である法人の合併又は分割に係る認可の申請に対する審査 68,000円

(使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づく審査事務に関する手数料)

第4条 使用済自動車の再資源化等に関する法律(以下この条において「法」という。)に基づく許可申請等に対する審査手数料の額は、次のとおりとする。

- (1) 法第42条第1項の規定による引取業の登録の申請に対する審査 4,000円
  - (2) 法第42条第2項の規定による引取業の登録の更新の申請に対する審査 4,000円
  - (3) 法第53条第1項の規定によるフロン類回収業の登録の申請に対する審査 5,000円
  - (4) 法第53条第2項の規定によるフロン類回収業の登録の更新の申請に対する審査 5,000円
  - (5) 法第60条第1項の規定による解体業の許可の申請に対する審査 78,000円
  - (6) 法第60条第2項の規定による解体業の許可の更新の申請に対する審査 70,000円
  - (7) 法第67条第1項の規定による破砕業の許可の申請に対する審査 84,000円
  - (8) 法第67条第2項の規定による破砕業の許可の更新の申請に対する審査 77,000円
  - (9) 法第70条第1項の規定による破砕業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査 67,000円
- (納付時期)

第5条 手数料は、申請のとき納付しなければならない。

(手数料の不還付)

第6条 既納の手数料は、還付しない。

附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成12年市条例第113号)

この条例は、平成12年10月1日から施行する。

附 則(平成13年市条例第17号)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成16年市条例第11号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、改正後の第4条第1号から第4号までの規定は、平成17年1月1日から、同条第5号から第9号までの規定は、平成16年7月1日から適用する。

附 則(平成23年市条例第30号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成30年市条例第41号)

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に申請がされている使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号)第70条第1項の規定による破砕業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査手数料の額については、なお従前の例による。